

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示

(平成二十四年六月十八日経済産業省告示第四百四十二号)

最終改正 平成三十年三月三十日経済産業省告示第五十五号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第十二条第二項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示を次のように定め、平成二十四年七月一日から適用する。

1 平成二十四年度に係る納付金単価 一キロワット時当たり〇・二二円(消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。)

2 平成二十五年度に係る納付金単価 一キロワット時当たり〇・三五円(消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。)

3 平成二十六年年度に係る納付金単価 一キロワット時当たり〇・七五円(消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。)

4 平成二十七年年度に係る納付金単価 一キロワット時当たり一・五八円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

5 平成二十八年度に係る納付金単価 一キロワット時当たり二・二五円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

6 平成二十九年度に係る納付金単価 一キロワット時当たり二・六四円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

7 平成三十年年度に係る納付金単価 一キロワット時当たり二・九〇円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

附 則（平成二十五年二月二十六日経済産業省告示第二十五号）

この告示は、平成二十五年三月一日から適用する。

附 則（平成二十五年三月二十九日経済産業省告示第八十一号）

この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月の定例の検針等が行われた日から同年五月の定例の検針等が行われた日の前日まで（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として平

成二十五年五月一日から同月三十一日まで）に電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第一項に基づく納付金の額の算定から適用し、平成二十五年三月の定例の検針等が行われた日から同年四月の定例の検針等が行われた日の前日まで（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として平成二十五年四月一日から同月三十日まで）に電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る同項に基づく納付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月三十一日経済産業省告示第六十七号）

この告示は、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則（平成二十七年三月三十一日経済産業省告示第四十六号）

この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則（平成二十八年三月三十日経済産業省告示第一百十号）

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平成二十九年三月三十日経済産業省告示第六十五号）

この告示は、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則（平成三十年三月三十日経済産業省告示第五十五号）

この告示は、平成三十年四月一日から適用する。